

感対第 1806 - 2号
令和5年3月31日

医療機関各位

埼玉県保健医療部長 山崎 達也
(公印省略)

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省より、令和5年3月30日付け医政発0330第4号において、今般のオンライン診療の実施状況等を踏まえ、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改訂した旨の周知がありました。また、医政医発0330第1号においては、同指針に関するQ&Aの改訂の周知がありました。

つきましては、別添の通知の内容を御了知いただきますようお願いいたします。

感染症・新型インフルエンザ対策担当
TEL : 048-830-3557
Email : a7500-13@pref.saitama.lg.jp